（記入要領）

1　本届出書は、財務大臣及び事業所管大臣を宛先とし、直接保有法人等（外国為替及び外国貿易法（以下この記入要領において「法」という。）第26条第５項に規定する直接保有法人等をいい、対内直接投資等に関する政令（以下この記入要領において「令」という。）第２条第25項第９号に規定する出資証券所有法人等を含む。以下この記入要領において同じ。）が株式等を保有する国内の会社等（以下この記入要領において「国内の会社等」という。）及びその子会社（会社法第２条第３号に規定する子会社をいい、外国の法令に基づいて設立された法人その他の団体及び外国に主たる事務所を有する法人その他の団体を除く。）又は対内直接投資等に関する命令第３条第５項に規定する他の会社（以下この記入要領において「連結子会社等」という。）が営む事前届出業種（対内直接投資等に関する命令第３条第４項の規定に基づき財務大臣及び事業所管大臣が定める業種を定める件（告示）別表第１及び別表第２に掲げる業種又は別表第１から別表第３までのいずれにも掲げられていない業種に該当するものをいう。以下この記入要領において同じ。）に属する事業を所管する各事業所管大臣又は当該国内の会社等若しくは連結子会社等のうち事前届出対象である技術若しくは情報（対内直接投資等に関する命令第３条第２項及び第６項、第３条の２第４項、第４条第３項並びに第４条の３第３項の規定に基づき、財務大臣及び事業所管大臣が定める技術又は情報を定める件（告示）に規定する技術又は情報をいう。以下この記入要領において同じ。）を保有する法人が営む事業（当該技術又は情報に関連するものに限る。）を所管する各事業所管大臣を明記すること。

2　「届出者」欄中「氏名又は名称及び代表者の氏名」欄には、日本語表記（正式な日本語表記がない場合はふりがな）と英語表記（正式な英語表記がない場合は省略）を併記すること。

3　「届出者」欄中「住所又は主たる事務所の所在地」欄には、国又は地域名も記入すること。財務及び営業又は事業の方針につき実質的な決定が行われている場所が住所又は主たる事務所の所在地と異なる場合は、当該場所も併記すること。「６　届出者の事業方針等に影響を及ぼすもの」欄中「住所又は主たる事務所の所在地」欄についても、同様とする。

4　「届出者」欄中「国籍・設立国等」欄には、届出者が非居住者個人である場合は当該個人の国籍又はこれに類する地域を記載し、届出者が法人その他の団体である場合は当該法人その他の団体の設立準拠法を管轄する国又は地域を記載すること。「３　直接保有法人等」欄中「国籍・設立国等」欄、「４　直接保有法人等が株式等を保有する国内の会社等」欄中「国籍・設立国等」及び「６　届出者の事業方針等に影響を及ぼすもの」欄中「国籍・設立国等」欄についても、同様とする。

5　「届出者」欄中「ウェブページのリンク」欄について、営んでいる事業の内容等が記載されたウェブサイトが存在する場合には、当該ウェブサイトのリンク先URLを記載すること。「３　直接保有法人等」欄中「ウェブページのリンク」欄、「４　直接保有法人等が株式等を保有する国内の会社等」欄中「ウェブページのリンク」欄及び「６　届出者の事業方針等に影響を及ぼすもの」欄中「ウェブページのリンク」欄についても、同様とする。

6　「届出者」欄中「届出者となる法的根拠」が「ハ」に該当する場合、「イ」及び「ロ」の①氏名又は名称、②住所又は主たる事務所の所在地、③職業又は営んでいる事業の内容、を注１に記入すること。財務及び営業又は事業の方針につき実質的な決定が行われている場所が住所又は主たる事務所の所在地と異なる場合は、当該場所も併記すること。なお、前回届出時点に届け出た内容から変更がない場合は、前回届出の受理年月日及び前回届出時点から変更がないため記載を省略する旨を記載することで記入を省略することができる。

7　「届出者」欄中「事務上の連絡先（担当者氏名、電話番号及び電子メールアドレス）」欄について、電子メールアドレスがない場合には、電子メールアドレスの箇所に「該当なし」と記入すること。

8　「１　取得しようとする外国議決権等に係る外国法人等」欄中「⑴　名称」欄について、外国法人等（外国法令に基づいて設立された法人その他の団体をいう。以下この記入要領において同じ。）が設立準備中の場合には、外国法人等の名称にその旨併記すること。

9　「２　取得しようとする外国議決権等」欄中「⑵　数量、取得価額等」欄中「数量」、「取得価額」及び「取得後の議決権比率」について、本届出書受理日において確定していない場合には、その見込まれる最大の値を記載することができる。その場合、記入した値の後ろに「（最大）」と記載すること。

「⑵　数量、取得価額等」欄中「取得価額」について、外国法人等が証券取引所に上場している場合においては、本届出書受理日の前営業日における任意の証券取引所における終値を記載することができる。

「⑵　数量、取得価額等」欄中「取得後の議決権比率」については、届出者が本届出書において届け出る取得の後において保有することとなる外国法人等の実質保有等外国議決権（令第２条第25項第11号に規定する実質保有等外国議決権をいう。以下この記入要領において同じ。）の数の外国法人等の議決権の総数に占める割合を記入すること。

「⑶　取得の時期」欄について、本届出書受理日から６カ月以内の日であって、当該受理日において予定している取得の時期がある場合は当該取得の時期を記載すること。具体的時期が未定の場合は「予定時期未定」を選択すること。

「⑷　支払の時期」欄について、本届出書受理日において予定している支払の時期がある場合は当該支払の時期を記載すること。なお、具体的時期が未定の場合はその旨を記載することができる。

「⑸　取得の相手方」欄は、届出者が相対による方法により取得をしようとする場合において記入すること。

10　「３　直接保有法人等」欄中「⑴　名称」欄において、直接保有法人等が、特定組合類似団体（法第26条第１項第４号に規定する特定組合類似団体をいう。以下この記入要領において同じ。）に該当する場合は、「特定組合類似団体に該当する。」欄に印を付すこと。

11　「３　直接保有法人等」欄中「届出者との関係」欄、「４　直接保有法人等が株式等を保有する国内の会社等」欄中「直接保有法人等との関係」欄、「４　直接保有法人等が株式等を保有する国内の会社等」欄中「届出者との関係」欄、「６　届出者の事業方針等に影響を及ぼすもの」欄中「届出者との関係」欄において、必要がある場合には本届出書に資本関係図を添付して記載を補足することができる。

12　「３　直接保有法人等」欄中「⑹　取得後に届出者と株式の所有関係等に基づく永続的な経済関係にあるものが保有する直接保有法人等の外国議決権の数量等」欄において、届出者を令第２条第17項第１号に規定する間接取得者とした場合に同項各号に規定するものに該当することとなる非居住者である個人又は法人その他の団体に関する情報を記載すること。取得後又は一任運用後の「数量」及び「議決権比率」については、これらのものが保有する直接保有法人等の実質保有等外国議決権の数を記載すること。その把握が困難な場合は、届出時において判明している「数量」及び「議決権比率」を記入すること。

13　直接保有法人等が特定組合類似団体である場合は、「３　直接保有法人等」欄中「⑸　取得後に届出者が保有をする直接保有法人等の外国議決権の数量等」及び「⑹　取得後に届出者と株式の所有関係等に基づく永続的な経済関係にあるものが保有する直接保有法人等の外国議決権の数量等」欄に代えて、「⑺　直接保有法人等（特定組合類似団体に該当するものに限る。）の業務執行組合員の数」欄中「業務執行組合員の総数」欄に当該直接保有法人等の業務執行組合員（法第26条第２項第４号に規定する業務執行組合員をいう。以下この記入要領において同じ。）を、「届出者の関係者の数」欄に、届出者を令第２条第17項第１号に規定する間接取得者とした場合に同項各号に規定するものに該当することとなる非居住者である個人若しくは法人その他の団体又はこれらの役員若しくは使用人その他の従業者で、当該直接保有法人等の業務執行組合員であるものの数を記載すること。また、「⑻　直接保有法人等（特定組合類似団体に該当するものに限る。）の業務執行組合員」欄に、これらの業務執行組合員であるものに関する情報を記載すること。

14　「３　直接保有法人等」欄中「⑴　名称」欄には、国内の会社等の法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第２条第16項に規定する法人番号をいう。）も記入すること。

15　「４　直接保有法人等が株式等を保有する国内の会社等」欄中「⑷　資本金　総議決権」欄には、国内の会社等の総株主の議決権の数が分からない場合には、直近に提出された有価証券届出書（金融商品取引法第２条第７項に規定する有価証券届出書をいう。以下この記入要領において同じ。）、有価証券報告書（同法第24条第１項に規定する有価証券報告書をいう。以下この記入要領において同じ。）又は半期報告書（同法第24条の５第１項に規定する半期報告書をいう。以下この記入要領において同じ。）に記載された総株主の議決権の数を用いて差し支えない。なお、国内の会社等の総株主の議決権が分からず、また、国内の会社等が有価証券届出書、有価証券報告書又は半期報告書を提出していない場合にあっては、「不明」と記入して差し支えない。「４　直接保有法人等が株式等を保有する国内の会社等」欄中、国内の会社等の議決権比率の記載が必要な箇所について、国内の会社等の総株主の議決権の数が分からない場合も、同様とする。なお、「２　取得をしようとする外国議決権等」欄、及び「３　直接保有法人等」欄中、議決権比率の記載が必要な箇所について、議決権の総数が分からない場合には、外国法令に基づく有価証券届出書、有価証券報告書又は半期報告書に相当する書類に記載された議決権の総数を用いて差し支えない。